

特許コンサルティングシステムの開設

中国国家知識産権局によって設けられた特許審査長距離対談コンサルティングシステムは二年余りの実験を経て、3月22日に全国の各特許代理事務所
で正式に開設された。当該システムが開設された後、北京まで行かなくても特
許権者の発明に対して審査をすることができるようになり、特許審査の効率が
大いに高められた。

2004年3月『中国工商報』より

2003年に取締まった商標権侵害事件は3.7万件

商標局のデータによると、2003年全国各クラスの工商行政管理機関が取締
まった各種商標権侵害事件は37,489件であり、その内訳は一般商標権侵害事
件が11,001件、商標模倣侵害事件が26,488件とのことである。

商標権侵害事件の取締りにおいて、全国各クラスの工商行政管理機関が押
収、除去した偽造商標標識は計8745.50万件であり、押収した商標権侵害行為
に直接用いられる型や印刷原版などの生産道具は15,597件、処分した侵害物
は5754.92トン、徴収した罰金は2.42億元、刑事責任を追及するために司法機
関へ移送した案件は45件、関係者は52人としている。

2004年3月『中国工商報』より

北京市、百件余りのオリンピック関連標識侵害事件を処理

過去二年間において、北京市では144件のオリンピック関連標識侵害事件
の処理に成功し、オリンピック関連の知的財産権が有効に保護された。

2002年、北京市では27万件の権利侵害標識や、600枚以上の規範に合わな
い大型広告掲示板が整理され、また、6.7万台のタクシー車体に印刷されてい
た「迎奧運」「オリンピック歓迎」広告が剥がされた。2003年、北京市工商
局はオリンピック関連標識侵害事件45件を受理し、53万余元の罰金を徴収
した。

2004年4月1日までに、北京オリンピック委員会が中国国家工商総局商標
局に届出をしたオリンピック標識は38件に上る。また、北京オリンピック委
員会は、国際オリンピック委員会に代わり、工商総局へ20件余りの標識の登

録を申請した。

2004年3月『人民法院報』及び『法制日報』より

「中日バイク産業界知的財産権協力プロジェクト」が完成

二年間に渡り、中国汽車工業協会（CAAM）及び日本自動車工業会（JAMA）が推進していた「中日バイク産業界知的財産権協力プロジェクト」が、当初企画案中の全作業を成功に納め、3月19日、北京にて中日バイク産業界知的財産権協力プロジェクト完成式及び知的財産権紛争の仲裁の構造に関する『委託協議書』への調印式が行われた。

消息筋によれば、中日バイク産業界知的財産権協力プロジェクトは、2002年に中国汽車工業協会及び日本自動車工業会により発足されたものである。当該プロジェクトは、中日政府関連部門の関心及び支持を得たものである。プロジェクトは、実習方式で行われる3回の「類似意匠研究会」、知的財産権の全面的保護の重要性を強調することを目的とする2回の「知識産権検討会」、日本の知的財産権管理及び関連機構に対する理解を深めることを目的とする2回の「中国側知識産権関係者訪日交流会」を経て完成した。この三項目の活動を通じて、中日双方は知的財産権保護の重要性に対する理解を深めることができ、中国側がもつべき知的財産権意識が高められることになった。

二年間に渡るプロジェクト協力のうち、中日双方のバイク産業界では延べ800人が前述活動に参加した。本プロジェクトのもう一つの重要な内容としては、今後、中国国際商会仲裁センターによる仲裁を通じ、紛争相手双方が協議による方式で、かつ低コストで知的財産権紛争の解決を図るために、JAMA、CAAM及び中国国際商会（CCOIC）仲裁センターの三者がバイク関連の知的財産権紛争を仲裁することを目的とする『委託協議書』に署名することである。今後におけるバイク関連の知的財産権問題について、中日産業界の間で協議を行う必要がある場合は、JAMA、CAAMが定期交流会等を行うという形で進めていくことになる。

中日バイク関連知的財産権協力プロジェクトが始まって以来、四段階の作業の実施を通じ、中日双方は中国と日本の知的財産権の現状、政府管理、企業が展開する業務などの面において広範に交流を行い、更に政府統括部門や専門家を招請して何度かの報告会を開き、中国企業もまた交流や勉強のために二度日本に出向した。これと同時に、中国バイク産業界もプロジェクト実施の期間中において豊富な活動を行った。例えば、中国バイク産業界における知的財産権保護に関する第一回年会を開催し、中国の各業界の間で初の知的財産権保護のための業界規則や業界規約 中国バイク産業界における知的財産権保護に関する協議書を制定した。プロジェクトの実施期間中、数多くのバイクメーカーにおける知的財産権意識が高められたのみならず、同時に、企業自身としても、機構組織や人員トレーニングなどの面で知的財産権関連業務に力を入れるようになった。

中日バイク産業界知的財産権協力プロジェクトの実施は、知的財産権紛争の仲裁構造を築き上げるとともに、今後、各企業が知的財産権紛争に臨む際に、

このような構造を有効に利用して調和や問題解決を図り、訴訟を最小限にすることを目的とする。

『中国工業報』より

「ワニ」商標紛争事件、一米ドルで終結

3月25日、上海市第二中級人民法院は、フランスラコステ社による陳氏ら所有のワニ図形・字面作品に対する著作権侵害行為を差止め、『中国知的財産権報』及び『中華商標』という刊行物上に謝罪広告を掲載し、陳氏らに対して謝罪すると共に一米ドルの損害賠償を支払うという一審判決を下した。

1925年、中国生まれの陳氏は、46歳の時にマレーシア国籍を取得した。1947年、同氏は英語の斜体字「Crocodile」にワニを加えた字面と図形による作品を創作した。作品中のワニは頭部が左向き、体型は細長く、口はやや開いている。その後、このワニ図形・字面作品はシンガポール統括当局より登録商標として認可された。「クロコダイル」社が成立後、陳氏は排他的ライセンスで同社がこのワニ図形・字面作品について、中国大陸地域にて使用することを許可した。2000年、陳氏はまた中国で国家版權局にワニ図形・字面作品についての著作権登録を出願して『著作権登録証書』を取得した。

ラコステ社はフランスの会社である。1933年、同社はフランスにて頭部が右向き、体型は逞しく、口が開いていて鋭い牙を剥き出しているワニをラコステ図形商標として登録した。当該商標はまた中国でも許可を得て登録され、その有効期限は2000年10月30日より起算して10年間とされている。1995年、ラコステ社は字面の「crocodile」と図形の「ワニ」という結合標章を登録商標として出願した。こうした行為が陳氏らの不満を買った。

人民法院は、陳氏は自らが創作したワニ図形・字面作品に対する著作権を有しており、しかも「クロコダイル」社は当該作品の中国大陸地域における排他的ライセンスであるため、中国が加盟する「ベルヌ条約」の規定によって、その合法的利益は中国著作権法によって保護されることになると認めた。また、ラコステ社が陳氏らが著作権を有する作品を無断で登録商標として出願した行為は、明らかに同氏らがもっている著作権の複製権を侵害したことになり、侵害差止や悪影響の除去などの民事責任を負うべきであると認めた。

2004年3月『人民法院報』より